

- 1 監査対象事項
業務委託に関する事務の執行について
- 2 監査の結果に関する報告の公表
平成29年4月27日付け山梨県公報号外第25号
- 3 監査の結果に基づき講じた措置の内容

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>1 山梨県富士山保全協力金の現地収納事務委託 一般競争入札の競争性確保について（意見） 平成27年度及び平成28年度においては、入札参加業者が1者であり、本来の一般競争入札の競争性が確保されていない。一般競争入札において参加者が1者の場合は、他の参加可能と思われる業者に確認を行う等することでその原因を把握し、今後を含めて競争性、ひいては公共性・透明性が確保されることを望む。</p> <p>2 富士山七合目救護所開設業務委託 無報酬による救護所運営の検討について（意見） ボランティアを含めた無報酬による七合目救護所の運営については、責任の所在等に疑問が残るため、課内検討の域を脱していない状況にある。八合目救護所の実態等を調査し、あるいは日本登山医学会の研究成果を調べる等して引き続きボランティアを含めた救護所運営の検討を望む。</p> <p>3 県庁電話交換業務委託 委託業務時間の見直しについて（意見） 委託している電話交換業務と県の業務</p>	<p>富士山という特殊な環境下での業務であることから、受託を希望する業者が限られているが、平成29年度においては、照会のあった業者に対して業務内容や参加資格を丁寧に説明するなど、より入札に参加しやすい環境づくりを心がけた結果、入札に2者が参加した。 今後も、一般競争入札における競争性・公共性・透明性の確保に資すべく参加者の確保に努めていく。</p> <p>八合目救護所をはじめとする類似の山岳救護所の運営実態の情報を収集し、富士山七合目救護所の安定した運営を検討する上での今後の参考としていきたい。</p> <p>委託業務時間の見直しについては、利</p>

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>時間との整合性がなく、来庁者と電話利用者との間で県民サービスの公平性に欠ける。委託業務時間が県の業務時間に合わせて短縮されれば、業務委託料が減少されるので、委託業務時間の見直しを望む。</p> <p>4 防災新館整備等事業（PFI事業）に関する業務委託</p> <p>（1）チェックリストの客観的な評価基準の策定について（意見）</p> <p>モニタリングチェックリスト上の評価において評価の違いが明確ではなく、主観的にならざるを得ない状況である。モニタリングチェックリストの客観的な評価基準の策定を望む。</p> <p>（2）チェックリストの改定について（意見）</p> <p>モニタリングチェックリストの中には、防災新館の運営の上で当初の想定に合致しない状況に至っている部分や、空白とせざるを得ない部分もある。状況に応じたモニタリングチェックリストの改定を望む。</p> <p>5 県庁駐車整理業務委託</p> <p>（1）委任状の委任期間の記載について（意見）</p> <p>入札に関する委任状に記載する委任期間の単純な不備で、積算等の時間を費やし応札した業者の入札の機会を失わ</p>	<p>用状況調査を行い、実態を把握した上で検討していくこととした。</p> <p>契約の中で、3年を経過するまでは、提案内容の見直しは行えない規定となっており、平成28年9月で3年が経過したことから、平成29年度に見直しを行うこととした。</p> <p>これに合わせ、モニタリングチェックリストの評価も客観的な記載に改めることとした。</p> <p>契約の中で、3年を経過するまでは、提案内容の見直しは行えない規定となっており、平成28年9月で3年が経過したことから、平成29年度に見直しを行うこととした。</p> <p>これに合わせ、モニタリングチェックリストの項目を実態に応じた形に改めることとした。</p> <p>平成28年度業務に係る入札からは、委任期間を入札執行日とし、かつ入札執行日を県が記載した委任状に改めてい</p>

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>せることのないよう、委任状に委任期間については印刷して希望業者に配布することを望む。</p> <p>(2) 請求書の提出時期について（意見） 毎月の委託料の支払いについて、月末の業務完了する前に業者から請求書が送付されていた月があった。請求者は月ごとに業務委託が完了した日以後に請求書を提出するよう、業者に指導することを望む。</p> <p>(3) 労災保険加入状況の確認について（意見） 駐車場有人管理であることから業務上の災害が起こることも考えられるが、県は労災保険加入について確認をしていない。入札時に業者が労災保険に加入していることを確認することを望む。</p> <p>6 県庁秘密文書溶解処理業務委託 業者からの処理報告書入手の不備について（指摘事項） 8回の秘密文書溶解処理のうち5回について「秘密文書溶解処理報告書」が提出されていない。契約書どおり報告書の提出を業者に指導し、及び請求書に、提出のあった報告書を添付して処理する必要がある。</p> <p>7 県庁資源物回収業務委託 資源の所有権移転の明文化について（意見） 契約書及び基準仕様書に回収後に資源の所有権が回収業者に移転する旨が明示</p>	<p>る。</p> <p>請求書は業務が完了した日以後に提出するよう業者に指導し、平成28年度から改めている。</p> <p>入札参加予定業者から提出のある入札参加資格確認申請書類に労災保険の加入に係る確認書類を追加し、加入の有無を確認していくこととした。</p> <p>平成28年5月分から契約書で定められている「秘密文書溶解処理報告書」を処理月の翌月に提出させることを徹底し、適正に支払事務を執行している。</p> <p>平成29年度の入札から、仕様書に資源回収後に資源の所有権が回収業者に移</p>

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>されていない。入札の公平性を確保するため、入札条件を示す書面で「資源回収後に資源の所有権が回収業者に移転する旨」を明文化することを望む。</p> <p>8 県庁北別館及び県民会館清掃業務委託 機密性の高い情報等の管理について（意見） 本業務委託は清掃従事者が県の職員が執務するスペースに立ち入ることを前提としているが、契約書及び仕様書には、情報セキュリティ対策の具体的な運用に対するセキュリティ対策の遵守状況の確認などが明示されていない。情報システム等に関する業務以外の業務委託についても、機密情報管理を確実にを行う方法で契約することを望む。</p> <p>9 県庁ごみ収集運搬業務委託 一般競争入札による業者選定について（意見） 3年間長期継続契約における入札方法として一般競争入札ではなく指名競争入札を選択することは、競争性及び新規参入の機会を阻害するものである。今後一般競争入札で業者を選定することを望む。</p> <p>10 県庁舎及び構内維持補修業務委託 契約方法への変更について（意見） 委託業務の内容から、労働者派遣法に抵触する契約に当たる可能性がある。必要に応じてあるべき契約方法に変更することを望む。</p>	<p>転する旨を明文化している。</p> <p>これまでも、契約書及び仕様書において、「施設内において、書類の閲覧など業務以外の行為をしてはならない」、「業務上の秘密を厳守する」旨を記載しているが、平成29年度からは、受託業者に対し、更なる徹底を図っている。</p> <p>また、行政文書の適切な取扱いについて、改めて職員に対して注意喚起を行っている。</p> <p>平成30年度の入札に向けて、一般競争入札の導入を検討していくこととした。</p> <p>労働局と協議中であり、協議結果を踏まえ、必要に応じて改善していくこととした。</p>

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>11 県庁本館等及び構内清掃業務委託 予定価格の積算の見直しについて （意見） 低入札価格審査委員会の審査対象となっているが、予定価格と入札価格の乖離の主たる原因は直接人件費の算定にある。予定価格の積算の問題点を分析し、見直すことを望む。</p>	<p>直接人件費の単価については、「建築保全業務労務単価（国土交通省）」の清掃員日割基礎単価を基に、都道府県別の給与の実態を踏まえ、山梨県の状況を反映した単価設定をしていることから、適正な積算であると判断し、引き続き、従前の方法によることとした。</p>
<p>12 県庁舎電気設備保守点検業務委託 （１）形式的な基準の削除について（意見） 指名入札資料に記載のある「過去３年間の県庁舎電気設備保守点検業務委託の指名実績がある業者」とする「業務実績」でない「指名実績」という形式的な基準を設けることは、競争性を阻害すると考えられるため、指名入札資料から削除することを望む。</p> <p>（２）試験成績表の判定確認について（意見） 記載内容に誤記がある場合には、業者に指導して記載内容を訂正させ、訂正後の資料で点検が確実に行われていることを確認することを望む。</p>	<p>平成３０年度の契約から、指名基準を、業務を履行する上で必要な技術的適性及び地理的条件のみとし、過去３年間の指名実績の条件を削除することとした。</p> <p>点検内容及び結果について、適正な報告書を作成するよう、業者への指導を徹底した。</p>
<p>13 北別館等移転作業等業務委託 増額変更を行う場合の対処について （意見） 入札価格に対し比較的多額の増額変更となる場合は、建設工事等の取り決めなどを参考にして、別契約とすることも含め慎重に対応することを望む。</p>	<p>今後、同様の業務が発生し、増額変更が必要となる場合は、追加業務の価格の適正性などを検証した上で、対処することとする。</p>

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>14 本館他消防用設備等保守点検業務委託</p> <p>写真中のボードへの履行日の記入について（意見）</p> <p>点検現場の写真中には、工事名、場所、工事内容が書き込まれており、日付欄も設けられているにもかかわらず記入されていない。当該業務は完了報告書で点検業務の完了を確認しているが、点検業務が円滑に適切に行われたことを確認するためには、県は、ボードに日付欄を書き込んで写真を撮影するよう業者に指導し、日付欄に記入のある写真で点検業務履行を確認することを望む。</p>	<p>点検内容にあわせて写真撮影の場所・日時・工種等の必要項目を整理した上で業者に指導し、写真により履行状況の確認を確実にできる体制を整えた。</p>
<p>15 県議会議事堂空調設備保守点検業務委託</p> <p>(1)点検日と異なる日の写真添付について（意見）</p> <p>実際に点検を実施した日の報告書に異なる日付の写真が添付されていた。このような場合には、業者に点検を実施した日の写真を添付するよう指導して、確実な履行確認を望む。</p> <p>(2)低率な落札率の原因等の検証について（意見）</p> <p>今回の落札率は13.5%と低額であった。当初の予算項目・金額と点検実績表の項目を照らしあわせるなどして、予算額が適切であったのか、最低制限価格の設定の有無などを検証することを望む。</p>	<p>点検結果の内容について、適正な報告書を作成するよう、業者への指導を徹底していくこととした。</p> <p>仕様書の記載内容を精査するとともに、報告書類の確認等の検証を行った。この結果を生かし、より実態に即した仕様書及び積算内容にしていく。</p>
<p>16 総合的行政文書管理システム運用保守等業務委託</p>	

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>作業量等の精査及び委託金額の引き下げについて（意見）</p> <p>1 者随意契約にせざるを得ない契約においては、特に委託内容や作業量等を精査し、「業者の言いなり」で契約を行っているとの疑念を抱かせることがないことを望む。</p> <p>また、今後の契約では、実際の委託内容や作業量等を参考とするとともに、長期継続契約のメリットも生かし、委託金額の引き下げ交渉などを検討することを望む。</p>	<p>現在の契約の工数及び単価について、委託業者との間で委託内容や作業量等を精査することとした。</p> <p>また、平成30年度の契約更新に向けては、上記の検証結果等を参考に、長期継続契約であることを踏まえた値下げ交渉などを検討していく。</p>
<p>17 例規サポートシステムのデータ更新業務委託</p> <p>頁単価金額の積算根拠の把握等について（意見）</p> <p>受託業者から提出された見積書には、頁単価金額の根拠が示されていない。当該システムを山梨県用にカスタマイズする際の単価の積算根拠等を把握すべきである。</p> <p>また、同様のシステムを導入している近隣の他県等の頁単価情報等も収集し、頁単価金額が適正なものであることを確認することを望む。</p>	<p>山梨県用のカスタマイズ箇所の単価の積算根拠については、委託業者から資料の提供を受け、内訳の把握を行った。</p> <p>頁単価金額については、近隣都県への調査を行い、本県と同様の契約形態及びサーバ形態を採る他県と比較して、本県単価が安価であることを確認した。</p> <p>今後とも、業者や他県等からの情報収集に努め、本県の契約金額が適正なものであるかを確認するとともに、高額と判断される場合には契約金額の引下げ交渉を行っていくこととした。</p>
<p>18 情報ハイウェイ光ファイバ芯線の割当管理に係る業務委託</p> <p>業務量を反映した委託金額の見直しについて（指摘事項）</p> <p>委託業務の大半は新規割当に伴い発生するものであるが、新規割当件数が減少しているにもかかわらず、業務開始後10年にわたり委託金額の見直しが行われてい</p>	<p>平成29年1月24日に設置した「山梨県情報ハイウェイ運用に係る検討会」において、これまでの成果や課題、今後の在り方等について検討しており、これ</p>

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>ない。このため、委託すべき業務・委託金額の見直しを行う必要がある。</p>	<p>と並行して、当該委託業務の業務内容や業務量（年度による件数の増減を考慮）に応じた金額を精査し、契約の見直しを行うこととした。</p>
<p>19 常駐 S E（情報システムの構築支援等）業務委託 一般競争入札による業者選定について（意見） 業務の大半は小規模システムの構築支援であり、基盤系又は基幹系システムの構築・運用をしている業者に限定した指名競争入札とした理由に妥当性は乏しいと考えられることから、一般競争入札により業者を選定することを望む。</p>	<p>技術 S E は、統合サーバ等に関する運用保守等の支援業務を行っており、システムトラブルがいつ発生しても対応できるよう県に常駐させている。統合サーバ等に障害が発生した場合、県の基幹システムの多くが停止してしまい、迅速かつ的確に対応しなければならないため、県の各情報システムやネットワークの状況についての知識がある業者を指名している。</p> <p>しかし、こういった障害の発生頻度は低いため、統合サーバ等に関する運用保守等以外のデータベースや表計算ソフトウェア等を用いた小規模システムの構築等支援業務をあわせて委託することにより、要員として 1 ヶ月当たり 1 人の技術 S E が必要となる業務として整理している。よって、業務の性質や目的が一般競争入札に適さないため、現行どおり指名競争入札とする。</p>
<p>20 常駐 S E（ネットワーク端末セキュリティ管理等）派遣について 実情を考慮した予定価格算定の見直しについて（指摘事項） 契約金額に一定の妥当性はあるものの、派遣労働者に支払われる賃金及びマージン率から考えれば、高額な契約額となって</p>	<p>当該業務における派遣職員には、情報機器の管理や設定変更、日々発生するセキュリティ上の問題対応など、自ら対応</p>

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>いる。このため、予定価格の算定方法について、実情を考慮した方法に見直しを行う必要がある。</p>	<p>方法を検討・決定し業務を実施することを求めており、このためのソフトウェアやネットワークなどに対する総合的な技術能力が必要となる。</p> <p>今後の契約に係る費用積算においては、「積算資料」だけでなく、上記に示した業務内容や技術能力、派遣先での就業内容など、実情を勘案した予定価格の算定を行うこととした。</p>
<p>21 ICT人材養成事業（緊急雇用追加） 委託 請求書の記載事項の訂正について（意見）</p> <p>業者から請求書発送の連絡があつてから数日経過するも、到達が確認できなかったため、再発送を依頼したが、請求日は当初発送した請求書のままであったため、請求書の記載日と請求書受理日に乖離が生じていた。請求書の受理は、将来、事故発生の場合の争点となり、その立証も考慮し、請求書の請求日等に誤りがあれば訂正を求めることを望む。</p>	<p>本事案は請求書の記載事項に誤りがあつたわけではないが、仮に誤りがあれば当然ながら訂正を求めることとしている。</p>
<p>22 ICT人材養成事業（緊急雇用追加） 委託 事業効果の把握について（意見）</p> <p>研修効果の把握は、委託先が提出する個別実績報告書だけである。事業効果の把握は、委託先だけからの報告書を確認するだけでなく、研修生からのアンケート等の情報収集を行うことで積極的多角的な把握を望む。それにより、研修終了後の県内企業への就職という効果が最大限に発揮されることが重要である。</p>	<p>今後、同様の事業を実施する際には、国が定める要領等の範囲において、委託先と研修生の双方の意見を収集するなど、事業の成果をより詳細に評価するとともに、その後の関連事業にも活かすことができるような仕様を策定することとした。</p>

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>23 情報ハイウェイ保守管理業務委託 業務量を反映した委託金額の見直しについて（指摘事項） 業務方法及び業務量に基づく委託費を10年全く見直しておらず、一部の業務では実際の業務量が少なく、実態よりも過大な費用を支払っている。このため、委託金額の見直しを行う必要がある。</p>	<p>平成29年1月24日に設置した「山梨県情報ハイウェイ運用に係る検討会」において、これまでの成果や課題、今後の在り方等について検討しており、これと並行して、当該委託業務の業務内容や業務量（年度による件数の増減を考慮）に応じた金額を精査し、契約の見直しを行うこととした。</p>
<p>24 財務会計システム維持管理業務委託 業務分割による業者選定方法の見直しについて（意見） 委託業務のうち作業時間ベースで過半を占めるシステム運用業務は、マニュアル等に基づく作業であり、システム開発業者以外の業者でも実施することができるのではないかと考えられる。システム運用業務については、1者随意契約を続けるのではなく、委託業務を分割し、一般競争入札により契約（業者選定）を行い、競争原理により委託経費の低減を図ることを望む。</p>	<p>マニュアル等に基づくシステム運用業務は、受託業者が本県における財務会計制度及びシステム仕様を熟知していることを前提に効率化・省力化されているため、受託業者以外の一般事業者に習熟させ、分割して委託することは困難と考えているが、次回のシステム改修等の際には、委託業務を分割する方式の導入について検討を行うこととした。</p>
<p>25 常駐S E（財務会計システム）業務委託 委託すべき業務の明確化について（指摘事項） 財務会計システムの維持管理及び改修業務受託会社の個々のS Eへの業務指示・進捗管理は、受託会社の管理者が行うべき業務であり、県が別途費用を負担して委託する業務ではない。このため、受託会社の管理者が行う業務と県が委託する業務を明確に区分し、業務内容と金額の見直しを行う必要がある。</p>	<p>業務実態の再精査を行い、県の業務と受託業者の本来業務を峻別し、委託業務内容の明確化を行い、適切な委託金額に見直すこととした。</p>

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>26 グループウェアシステム Internet Explorer 11 対応改修業務委託</p> <p>(1)再委託承認に関する手続の不備について（指摘事項）</p> <p>業務の一部分の改修について、再委託をしているが、契約書に規定されている書面による承諾が行われていない。このため、契約条項の遵守を徹底する必要がある。</p> <p>(2)契約の手順について（意見）</p> <p>適性かつ最少の経費で業務を行うためには、本業務は一括して契約するのではなく、最初に「問題点の抽出・対応方針の作成」部分のみを契約し、その結果を踏まえて「改修・テスト・導入」部分の費用を見積・算定したうえで契約を行う必要があったのではないかと考えられる。契約の手順について留意することを望む。</p>	<p>契約の締結に当たっては、その都度、受託業者に再委託の際の手続を周知するとともに、契約期間中に該当事項が生じる場合は、承認手続を行うよう指導した。</p> <p>本件については、Internet Explorer 11 上での動作を事前に職員が確認し、改修が必要と考えられる範囲を絞り込んだ上で契約したものであり、二段階に契約を分けることによる管理工数（コスト）の増加を抑える意図があった。今後、同様の改修業務が必要となった際には、改修の範囲や作業内容、費用積算など状況に応じて契約を分けることも考慮して、契約方法を検討することとした。</p>
<p>27 財務会計システム Internet Explorer 11 対応改修業務委託</p> <p>(1)業者見積書の検証力向上について（指摘事項）</p> <p>業者見積りで区分されている作業工程のうち、見積額と検証額の差異が生じている工程が特定されておらず、受託業者の見積書のとおり金額で契約が締結されている。このため、専門部署として情報政策課の見積検証力を高める必要がある。</p> <p>(2)受託業者からの予定価格推察に対する留意について（指摘事項）</p>	<p>前年度の事例等を踏まえ見積検証力の向上に努めつつ、1者随意契約においては、契約が締結できない事態の回避に配慮しながら、受託予定業者との徹底した協議を行い、検証額と見積額との差額の可能な限りの解消に努めることとし、平成28年度の検証作業から対応している。</p>

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>1者随意契約であるにもかかわらず、受託業者の見積書と同額で予定価格を決定し、同額で契約をしており、受託業者が容易に予定価格を推察できる状況となっている。このため、契約担当者は細心の留意を払う必要がある。</p> <p>(3)業務分割による業者選定方法の見直しについて（意見）</p> <p>開発業者以外に委託できないとの理由で1者随意契約としているが、業務は3者に再委託されている。開発業者以外の業者でも行える業務については、委託業務を分割することにより競争環境を確保し、適正かつ最少の経費で委託業務を執行することを望む。</p> <p>28 富士の国やまなし誘客促進事業(ふるさと旅行券に係るホームページ作成)業務委託</p> <p>競争入札が可能となる委託内容の検討について（意見）</p> <p>観光情報公式ホームページ上に多言語版ホームページを作成したが、別個に多言語版ホームページを作成し、1者随意契約を前提とした選定ではなく、リンクを貼る方法も検討すべきであった。競争入札が可能な方法にすることも考慮し、委託内容を検討することを望む。</p>	<p>1者随意契約の場合においては、協議の過程で当該業者側が予定価格を推察することは避けられないため、見積額と同額でない契約額とすることは困難と考えているが、細心の留意を払って対応していく。</p> <p>本県の財務会計システムには、開発業者のパッケージソフトが使用されており、開発業者が著作権を有していることから、開発業者と随意契約をしている。</p> <p>業務の再委託先は、開発業者から業務の目的を達成するために必要な範囲においてパッケージソフトの使用許可を得ていること、また、事業者ごとに蓄積されたノウハウにより改修箇所の特定、動作検証等を効率的かつ確実に実施することが可能であることから認めたものであり、これら以外の事業者に分割して委託することは困難であると考えている。</p> <p>本事業は平成27年度で完了したが、今後、同様の事業を実施する際には、事業効果、経費等を考慮し、委託内容を検討していく。</p>

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>29 富士の国やまなし誘客促進事業(ふるさと旅行券)業務委託 審査委員への民間の学識経験者の登用について(意見) プロポーザル方式の審査委員の選定について、民間の意見や客観性をさらに向上させるため、民間の学識経験者(官公庁等行政関係者を除く)をより積極的に登用することを望む。</p>	<p>本事業は平成27年度で完了したが、今後、同様の事業を実施する際には、民間の学識経験者を積極的に登用していく。</p>
<p>30 富士の国やまなし館及びレストラン管理運營業務委託 (1)再委託承認に関する手続の不備について(指摘事項) 再委託先と再委託料が変更になっているにもかかわらず、契約書に規定する再委託理由と再委託料の積算根拠等を示した承認書類が提出されていない。再委託の内容及び再委託料について、書面で承認を受ける必要がある。</p> <p>(2)一括前金払の見直しについて(指摘事項) 一括前金払としている理由がないにもかかわらず、委託料のうち再委託料まで含めて4月に一括前金払している。一括前金払について見直しが必要である。</p> <p>(3)精算調書の作成の不備について(指摘事項) 契約書に規定する事業報告書のうち、委託業務精算調書が提出されていない。実額精算が確実にできるような方法で必ず作成し、これに基づいて精算をすべきである。</p>	<p>平成29年度からは、契約書の規定に基づき、文書による承認を適切に実施している。</p> <p>契約書の委託料の支払いに係る条項について見直しを行い、平成29年度から、四半期毎の年4回の前金払とした。</p> <p>平成28年度から、受託業者から委託業務精算調書の提出を受け、委託費の確定の手続を行っている。</p>

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>31 ハローキティ特設ホームページ作成に係る業務委託 競争入札での業者選定の検討について（意見） 「ハローキティの特設ホームページ」について競争入札で作成業務委託し、「富士の国やまなし観光ネット」からリンク方式で作成した「ハローキティの特設ホームページ」に移動し情報を見る方法もある。見積合わせを省略しての単独の随意契約ではなく競争入札での業者選定を検討することを望む。</p>	<p>特設ページを構築し、「富士の国やまなし観光ネット」にリンクする方式を検討したが、特設ページの保守管理経費が別途必要となることから、引き続き、別に保守管理経費がかからない現在の観光ネット内にサイトを構築する方法によることとした。</p>
<p>32 富士の国やまなし観光PR強化事業（グリーンング） 単価契約での契約の検討について（意見） 主要な出演料、MC出演料、出演雑費の単価は同額であり、異なっている項目は実費精算的項目である交通費、立会料及び特別衣装代である。このことから、単価契約での契約方法を検討することを望む。</p>	<p>単価契約についての検討を行ったが、交通費等の実費精算的項目については、その都度、契約する必要があることから、従前の方法により契約することとした。</p>
<p>33 富士の国やまなし観光PR強化事業業務委託 審査委員への民間委員の任命について（意見） 受託者を選定する審査委員について、県職員以外の者は7名中2名のみであった。審査委員には、県職員以外の者を半数以上任命し、民間委員の知見を活用して審査することを望む。</p>	<p>本事業は、平成27年度で完了したが、今後、同様の事業を実施する際には、県職員以外の者を積極的に任命していく。</p>
<p>34 やまなしサポーターズ倶楽部交流会の開催業務委託 事業成果等の検証報告書の作成につい</p>	

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>て（意見）</p> <p>交流会の成果・効果を検証した結果をまとめた報告書等の書類がなかった。交流会の目的を達成することができたかどうかの整理と、今後の交流会及びやまなしサポーターズ倶楽部全体の活動がより良くなるよう、成果・効果を検証した報告書を作成することを望む。</p>	<p>平成29年度から、やまなし大使に対してもアンケート調査を実施し、従前から実施している交流会出展者へのアンケート結果とともに検証を行い、事業成果等を取りまとめることとした。</p>
<p>35 八ヶ岳地域観光施設維持補修業務委託</p> <p>指名競争入札における指名業者数の増加について（意見）</p> <p>平成23年度から5年間は指名業者が5者に限定されており、落札業者も毎年異なり輪番で落札している状況となっている。指名業者を毎年、同一事業者5者と限定することなく、新規参入業者にも入札機会を確保するよう、指名業者数の増加を望む。</p>	<p>平成28年度は、新規参入業者による5者の指名とした。指名業者数については、「山梨県建設工事等指名選定要領」に基づき適切に執行していく。</p>
<p>36 東海自然歩道管理委託</p> <p>統一した管理の検討について（意見）</p> <p>東海自然歩道の管理を歩道が所在する富士吉田市外8市町村に委託しているが、管理方法が各市町村によって独自のものとなっている。連続している東海自然歩道の管理について、毎年ではなくても、県が主導して県内の統一した管理業務を行うことを検討することを望む。</p>	<p>各市町村によって地形に特色があることから、歩道は独自の管理となっているのが現状であるが、各市町村と統一した歩道の管理について協議し、必要に応じ検討していくこととした。</p>
<p>37 秩父多摩甲斐地域観光施設維持補修業務委託</p> <p>(1)指名競争入札における指名業者数の増加について（意見）</p> <p>指名業者5者のうち2者が辞退、1者</p>	<p>平成28年度は、平成27年度に辞退</p>

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>が不参加となり、実質２者での入札となっている。５者に限定することなく５者増しの７者を指名し、新規参入の機会を確保するよう、指名業者数の増加を望む。</p> <p>(２) 写真等への履行日の記載について (意見) 実績報告書には施工前、施工中、施工後の写真が添付されているが、それぞれの写真及び添付されている台紙のいずれにも日付の記載がない。業務委託の確実な履行確認のため写真若しくは台紙などへ履行日を記載するよう業者に指導し、確実に履行確認することを望む。</p> <p>38 山梨百名山標柱作成業務委託</p> <p>(１) 写真・証明書等の保管について (意見) 契約書に基づき保存すべき資料である標柱の彫り加工過程の写真及び作業工程証明書の一部が保存されていなかった。写真等の保存資料を保管整備することを望む。</p> <p>(２) 予定価格の積算の検証について (意見) 県内事業者を優先し、技能の伝承を図っているとの事であるが、一部の処理は県外事業者に再委託されている。県外事業者への委託の可能性も視野に入れ、予定価格の積算にあたっては隣接都県の実態も参考にすることを望む。</p>	<p>及び不参加であった３者を除いた５者を指名した。指名業者数については、「山梨県建設工事等指名選定要領」に基づき適切に執行していく。</p> <p>平成２９年度から、写真若しくは台紙等に履行日及び日付の記載をするよう業者に指導しており、それに基づき履行確認を行っていくこととした。</p> <p>作業の過程において、写真・証明書等の資料を適正に保管することを徹底した。</p> <p>県内の事業実施可能な事業者が限られる場合は、隣接都県の実態も参考にした上で、県外事業者への委託の可能性を含めた検討を行っていく。</p>

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>39 富士山五合目スバルロッジ地質調査等業務委託 履行期間の延長の範囲について（意見） 当初の契約時の工期146日と比較すると69%増の工期延長となっている。履行期間の設定は、期間内に業務委託を完了しその成果物を有効に使用するための重要事項であり、履行期間の変更は緊急事態等のやむを得ない理由の場合に限られる。履行期間の延長変更は必要最低限の範囲にすることを望む。</p>	<p>本事業は平成27年度で完了したが、今後、同様の事業を実施する際には、現地状況をよく確認して履行期間の設定を行うとともに、請負者との協議を密に行い、工期内に成果が得られるように監督していく。</p>
<p>40 電子入札コアシステム保守業務委託 （一財）日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）に対し情報の開示を求めることについて（意見） 電子入札コアシステムは多くの地方公共団体が共通に導入しているものであり、実質的には負担金の性格を有していると考えられる。適正な負担水準であるかを確認するため、JACICに対し電子入札コアシステムの開発・保守に係る経費について開示及び説明を求めることを望む。</p>	<p>平成29年3月に、JACICに対し、電子入札コアシステムの開発・保守に係る経費の開示及び説明を求めたが、具体的な開示はなかった。 JACICでは、料金体系等に関し、顧客間の負担の公平性確保等の観点から総合的な検討を行うとしており、同システムの経費について、引き続き、情報提供を求めていく。</p>
<p>41 社会資本整備重点計画策定業務委託 予定価格の事前公表について（意見） 予定価格の事前公表は、適正な競争が行われにくくなること、建設業者の見積努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があること等の弊害があることも指摘されている。指名競争入札の適正な競争性を確保するために、予定価格の事前公表の取りやめについて検討することを望む。</p>	<p>予定価格の事前公表は、予定価格を探ろうとする不正な動きを防止し、入札・契約手続における透明性を確保する有効な手段であり、事後公表との併用も含め30都府県が採用している。 予定価格の取扱いに関する国の通知等を踏まえ、指名競争入札における競争性を確保していく。</p>

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>42 電子入札・公共事業総合管理システム 保守運用業務委託 委託金額の引き下げについて（意見） 電子入札・公共事業総合管理システムの保守運用業務委託は6年が経過しており、委託業務の見直しも含めて委託金額の引き下げの可能性を検討することを望む。特に、ヘルプデスク運用SEについては、民間企業等の経営努力を参考に、派遣社員等のアウトソーシングの活用の可能性について今後も継続的に検討することを望む。</p>	<p>平成30年度の契約更新に向けて、ヘルプデスク運用SEも含め、業務委託契約の内容の見直し等による保守運用費の低減について検討していく。</p>
<p>43 建設業情報管理システム電算業務委託 委託単価の見直しについて（意見） 再委託費率の変動している状況にあるが、委託単価が長らく改定されていない。（一財）建設業情報管理センター所有のシステムの利用料相当額の把握など難しい面があるため、委託単価の見直しがしにくい状況にあるが、（一財）建設業情報管理センターの業務運営委員会の席上意見を述べるなどして、委託単価の見直しへの行動を検討することを望む。</p>	<p>平成29年3月14日に開催された業務運営委員会において、委託単価の見直しについて、（一財）建設業情報管理センターに対し要望を行った。</p>
<p>44 建設業若年技能労働者定着促進事業委託 （1）再委託承諾に関する手続の不備について（指摘事項） 講習及び研修の実施を再委託しているにもかかわらず、再委託の承諾に関する書面が作成されていなかった。再委託の承諾書面を作成すべきである。 また、直接再委託先と契約せず（一社）山梨県建設業協会と随意契約する理由は、講習実施以外の業務、例えばアンケート調査など講習終了後のフォロー等</p>	<p>本事業は平成26、27年度の実施だが、今後、同様の事業を実施する際には、毎年度、契約の締結に当たって、受託業者に再委託の際の手続を周知するとともに、再委託の必要が生じた場合には、その理由を明記することを含めて適切に承諾手続を行うよう指導する。 また、随意契約の理由をより具体的に</p>

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>を行うなど独自のノウハウがあるからである。随意契約及び再委託承諾における理由にはこれらを明記し、今後の効果測定や委託料の見直しに生かすことが重要である。</p> <p>（２）講習日程への配慮について（意見） 受講者数が計画の約半数となった講習があった。建設業の繁忙期と重なったことが主な要因とのことであるが、受講者が参加しやすい日程を選ぶなどの配慮が必要である。</p> <p>45 やまなし建設業応援プロジェクト事業委託 技能研修に係る適正な募集事務の実施について（指摘事項） 技能講習の受講者には募集要項に記載した対象者に合致しない者が含まれていた。参加機会の公平性を欠くことの無いよう募集要項に対象者を明確に記載するとともに、適正な募集事務を行うべきである。</p> <p>46 C A Dソフト保守業務委託 一般競争入札における競争性の確保について（意見） 平成27年度に長期継続契約として、一般競争入札を実施したが、1者しか応札がなかった。1者しか応札がなかった理由を分析し、今後競争性が図れるよう契約方法等を考慮されることを望む。</p> <p>47 積算基準書改訂業務委託 機密性を有する情報の取扱いについて（意見）</p>	<p>明記する。</p> <p>今後、同様の事業を実施する際には、受講者が参加しやすい日程とするなど配慮する。</p> <p>本事業は平成27年度のみの実施だが、今後、同様の事業を実施する際には、募集要項に対象者の条件を明確に記載するとともに、適正な募集事務を行う。</p> <p>平成28年度のC A Dソフトの契約は、業務仕様書をより詳細に記して一般競争入札を実施したところ、入札希望者が5者、応札者は2者となった。</p>

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>本業務委託において取り扱う「土木工事標準積算基準書」は、公表までの間は機密性を維持すべきものであるが、契約内容には、情報セキュリティ対策の具体的な運用及び1次下請及び2次下請に対するセキュリティ対策の遵守状況の確認などが明示されていない。情報システム等に関する業務以外の業務委託についても、機密情報管理を確実にを行う方法で契約することを望む。</p>	<p>平成28年度業務委託は契約済みであったが、情報セキュリティに関する条件を追加し、書面で実施状況を確認した。平成29年度以降に行う業務委託では、契約書及び特記事項に情報セキュリティに関する条項を追加し、情報システム等に関する業務と同様の措置を講ずるよう明記することとした。</p>
<p>48 早川・芦安連絡道路詳細設計業務委託 (1) 執行会議の議事録について（指摘事項） 委託業務の内容、契約方法等発注に関する案を承認する執行会議の議事録が作成されていなかった。重要案件を承認する執行会議は、原則として議事録を残す必要がある。</p> <p>(2) 予測しづらい事項の発生しやすい道路設計委託の発注形態について（意見） 大幅な工期の延長を生じながら、成果物が道路詳細設計から道路予備設計に変更されている。予測しづらい事項の発生しやすい道路設計の業務委託に当たっては、予定地の地形等を十分に考慮し、事前に別途測量業務を発注する必要があるか等、発注形態の検討をより慎重に行うことを望む。</p>	<p>平成29年度から議事録を作成することとした。</p> <p>今後、同様の事業を実施する際には、これまで以上に慎重に発注形態の検討を行う。</p>
<p>49 道路整備効果算定業務委託 (1) 競争性を持たせるための入札方法の検討について（意見） 指名競争入札の方法がとられている</p>	<p>指名人選定に当たっては、「山梨県建設</p>

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>が、少なくとも平成24年度以降同じ業者が第1回入札で落札している現状をみる限り、十分な競争の結果とは評価し難く、入札の公正にも疑義を生じかねない。このような現状に問題意識をもち、競争性をもたせるための入札方法を検討する必要がある。</p> <p>(2) 積算の適正性について（意見）</p> <p>道路整備効果の算定という成果の見えにくい業務であり、その積算の適正性については慎重な配慮を要すべきであるところ、例年落札している業者及び例年指名されている業者より取った見積を参考とするのみでは、十分に積算の適正が担保されているとは評価し難い。第三者委員会に諮るなど積算の適正性を十分検証する方法をとることを望む。</p>	<p>工事等指名選定要領」に基づき、十分な競争性が確保できるよう努めていく。</p> <p>積算基準が無い業務であり、見積による積算とならざるを得ない中で、公正な積算のため、複数者に見積を依頼し積算を行っている。</p> <p>見積の妥当性については、平成28年度に制定された「積算基準書によらない場合の歩掛の決定方法」に基づき適正な検証を行っていく。</p>
<p>50 土木設計マニュアル道路編編集業務委託</p> <p>委託業務の発注時期について（意見）</p> <p>業務を早期に契約するメリットもあるが、変更が見込まれる業務においては、増額変更分の入札競争性が担保されないというデメリットもある。適切な業務量に基づく入札から得られる行政コスト削減の視点から、委託業務の発注時期を検討することを望む。</p>	<p>発注に当たっては、時期の見極めと業務量の把握等を総合的に判断して行政コストの削減に努めていく。</p>
<p>51 山梨サイクルネット構想(富士北麓地域)策定業務委託</p> <p>積算の適正性について（意見）</p> <p>自転車利用促進計画の策定という成果の見えにくい業務であり、その積算の適正には慎重な配慮をすべきであるところ、業</p>	<p>本事業は、平成27年度で完了したが、今後、同様の業務を実施する際には、平成28年度に制定された「積算基準書</p>

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>者より取った見積を参考とするのみでは、十分に積算の適正が担保されているとは評価し難い。事前に第三者委員会を設けるなどして、積算の適正を十分検証する方法をとることを望む。</p>	<p>に よ ら ない 場 合 の 歩 掛 の 決 定 方 法 」 に 基 づ き、 見 積 の 妥 当 性 に つ い て 適 正 な 検 証 を 行 っ て い く。</p>
<p>52 道路交通調査（交通量調査・旅行速度調査）業務委託 再委託承認に関する手続の不備について（指摘事項） 業務の実施を再委託しているが、再委託の手続がなされていなかった。再委託をする場合は、契約書の条項に基づき、再委託の申請・承諾等の手続を行う必要がある。</p>	<p>今 後、 同 様 の 事 業 を 実 施 す る 際 に は、 契 約 の 締 結 に 当 た っ て、 受 託 業 者 に 再 委 託 の 際 の 手 続 を 周 知 す る。</p>
<p>53 中央自動車道都留インターチェンジの管理業務委託 経費精算について（意見） 精算払いの際に県で精査は行っているが、そもそも契約締結時点で見積内容の明細を精査し把握していないので、当初予定価格の積算を精算金額が超えない限り、立ち上がった検討が事実上行われていない状況となっている。契約締結時点で見積内容の明細を精査し、その上で経費精算について精査する仕組みの構築を望む。</p>	<p>平 成 2 9 年 度 か ら は、 契 約 締 結 前 の 実 施 計 画 に 基 づ く 見 積 取 得 時 点 で、 維 持 管 理 費 用 の 算 出 根 拠 の 提 出 を 求 め、 内 容 を 精 査 す る と と も に、 経 費 精 算 時 の 検 討 に 生 か す こ と と し た。</p>
<p>54 一般・産業混合廃棄物の運搬処分委託業務 （1）一般廃棄物単価と産業廃棄物単価を分ける方式の採用の検討について（意見） 平成26年度は単価を一般廃棄物と産業廃棄物に区分して算出し、平成27年度は混合廃棄物として区分せずに算出しているが、平成27年度の廃棄物量</p>	<p>平 成 2 9 年 度 か ら は、 一 般 廃 棄 物 と 産 業 廃 棄 物 単 価 を 分 け る 方 式 で 実 施 す る こ と と し た。</p>

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>に平成26年度の各単価+1,000円で試算した場合、平成27年度の支払額より安くなる。次年度以降、一般廃棄物単価と産業廃棄物単価を分ける平成26年度方式の採用の検討を望む。</p> <p>(2)指名業者選定方法の再検討について（意見）</p> <p>直近3年度における委託先は同一業者となっている。人手不足による人件費の上昇はやむを得ないとしても、労働生産性の向上を図るなどにより単価の抑制は図れるはずであり、現に製造業の現場においては実施されている。事業者の育成や近隣都県の事業者の参入など対策の検討を望む。</p> <p>55 国道137号外県下全域道路清掃業務委託</p> <p>複数の業者による入札が行われるための方法の見直し等の検討について（意見）</p> <p>一般競争入札を行っているが、複数年継続して入札参加者と落札業者が1者だけであり、また、落札率も比較的高い。入札に参加しない原因を把握し、入札参加資格、落札資格、清掃業務範囲等の見直しなどを行い、また、入札に参加可能と思われる業者に参加を促すことなどが望まれる。</p> <p>56 国道137号外県下全域ロータリ除雪車運転業務委託</p> <p>(1)備品台帳への記載の不備について（指摘事項）</p> <p>購入した無線機は、県有財産であり、備品台帳に掲載する必要があるが備品台帳に記載がない。今後は、業者が購入</p>	<p>事業者の育成及び県外事業者の参入については、費用対効果を勘案しながら、今後、検討する。</p> <p>複数業者が参加できるように入札方法の検討を行うこととした。また、費用対効果を勘案しながら、仕様の見直し等についても検討していくこととした。</p> <p>平成28年度に無線機を備品原簿に掲載し、備品として管理している。</p>

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>した備品は、特に留意をもって備品台帳に記載する必要がある。</p> <p>（２）委託期間の検討について（意見） 委託期間について、平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日の１年間、ロータリ除雪車を運転する必要性はないと思われる。平成２８年度の委託業務における委託期間のように、ロータリ除雪車を運転する必要がある時期を検討し、その時期に合わせた委託期間で、契約することを望む。</p> <p>57 一般県道小荒間長坂停車場線米山橋耐震補強・補修業務委託 同種委託業務において不調特命見積協議が適用された場合の対応の検討について（意見） 応札業者が１者のみであり、加えて、予定価格の積算を上回る応札額であったが、中日本高速道路（株）側と応札業者との不調特命見積協議の結果、県は変更契約を締結した。基本協定書及び細目協定書、これらに基づく年度契約書において不調特命見積協議に至る場合は、中日本高速道路（株）八王子支社と応札業者との協議事項について詳細な情報を共有し、県も承知した上で両者間の協議を行うことを明文化するなど検討することを望む。</p> <p>58 山梨県総合河川情報システム改修業務委託 早期の契約締結について（意見） 早く委託業務が完了し、雨量計、水位計の観測情報を情報システムで公開すること等の重要な情報が活用できたと思わ</p>	<p>平成２９年度についても、必要な運転期間に合わせた委託期間で契約することとしている。</p> <p>中日本高速道路（株）八王子支社との協議が必要であることから、今後、検討する。</p> <p>発注前の準備・調整等を十分に行い、適正な時期に発注するように努めることとした。</p>

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>われるので、年度末近くの日付で契約を締結することなく、早期に業者と契約を締結することが望まれる。</p> <p>59 河川管理施設維持操作業務委託 限度額査定と当初契約の見直しについて（意見） 年度当初の契約で限度額契約をしているが、年度末に変更契約を行っている。当初契約額を慎重に査定すること、又は当初の契約方法の見直しを検討することを望む。</p> <p>60 やまなしの砂防パンフレット作成業務委託 適切で専門的な情報開示について（意見） これまで砂防関係の会議に合わせ改訂しているが、砂防行政は県民生活と密接な関わりがある事柄であり、より適切なタイミングで専門的な情報開示が望まれる。予算上の手当が難しいならば、ホームページで開示される情報を充実する方向に予算を振り向けることを検討すべきである。</p> <p>61 都市計画基礎調査業務委託 市町村が再委託する際の業者との契約方法について（意見） 県が市町村に委託する調査において、業務を再委託する際、一部に随意契約を締結している状況が確認された。市町村の業務委託契約の方法を県が指定することは難しいであろうが、県も費用の一部を負担す</p>	<p>平成29年度から、限度額方式を精算方式に改め、契約書の条項を変更した。</p> <p>平成29年6月からパンフレットをホームページに掲載することとした。 法改正があった場合の概要や災害情報等をできるだけ速やかにホームページに掲載するなど、最新の情報を提供することとした。 また、砂防関係資料を直接配付する必要がある場合は、ホームページに掲載している最新の情報を紙に印刷し対応することとした。</p> <p>毎年開催する市町村を対象とした都市計画基礎調査説明会の場において、再委託する際には、競争性のある契約方法の採用について配慮するよう要請を行うこととした。</p>

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>ることから、市町村に対し、競争入札による契約方法を執り行うよう技術的助言を行うなど、県と市町村、双方の行政コスト削減を目指すことを望む。</p>	
<p>62 流域下水道維持管理等業務委託 （公財）山梨県下水道公社が行う包括委託契約について（意見） 運転管理等の包括委託において、釜無川浄化センター以外の浄化センターでは1者応募1者応札となっているが、民間事業者のノウハウ、創意工夫を積極的に促すためにも、多くの民間事業者の参入が実現するよう県も指導協力することを望む。</p>	<p>次回の平成31年度の公募に向けて、業務実績等を重視しつつ、より多くの事業者が参入しやすくする等、条件の緩和や提出書類の簡素化等の検討を行うことについて、（公財）山梨県下水道公社と協議していくこととした。</p>
<p>63 新山梨県営住宅管理システム開発業務委託 公募型プロポーザル方式の採用について（意見） 県にとって最も有利であるとの見地に立って、公募型プロポーザル方式が採用されたが、参加業者が1者となるなど、メリットを十分に生かせない結果となった。公募型プロポーザル方式の採用の検討、採用した場合の方法の検討を十分に行うことで最大の効果を生む契約をすることを望む。</p>	<p>今後、同様のケースがあった場合は、開発期間の設定などに留意し、公募型プロポーザル方式のメリットが生かせるように努めることとする。</p>
<p>64 山梨県営住宅管理システム個人番号制度対応改修業務委託 開発業者による改修業務について（意見） システム開発業者が行った開発業務費用に対して、その後の改修業務費用の割合が53.5%にもなっており、高いと言わざるを得ない。これらの業務を同一事業と</p>	<p>今後、システム開発業務と改修業務が同一事業として発注可能な場合においては、業務内容等を精査した上で一体の契約として行うこととする。</p>

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>して、公募型プロポーザル方式で業者選定を行うことができたのではないか。状況に応じ、企業努力を導き出すことを優先して契約方法などを検討することを望む。</p> <p>65 富士山世界遺産センター（仮称）建設 工事監理業務委託 （１）随意契約理由の明確化について（指摘事項） 設計業務を行った業者と随意契約により工事監理業務委託契約を締結している。１者随意契約は、その業者以外に業務ができない明確な理由を第三者が見ても明確になるよう随意契約理由書に記載する必要があり、それができないのであれば、複数から見積書をとる必要がある。</p> <p>（２）随意契約執行に関する事務処理について（指摘事項） 随意契約の事務処理において、入札執行会議後に支出負担行為を行う本来の流れになっておらず、最終的に入札執行会議で確定した随意契約理由書をもって支出負担行為決裁がなされていないかった。</p> <p>66 県営住宅富士見団地改築工事・東山梨団地・富士北麓公園屋内練習走路他建設 工事地質調査業務委託 （１）契約変更の締結日について（意見） 業務完了日と変更契約の締結日が同じ日付となっていた。着工前の時点では確定できない等の理由があるとしても、契約変更等の手続については、追加工事等の内容が最終確定した時点で遅滞な</p>	<p>工事監理業務委託については、複数から見積をとることとし、１者随意契約としなければならない特別な理由がある場合については、随意契約理由書を分かりやすい表現とすることとした。</p> <p>入札執行会議にて確定した随意契約理由書を添付し、支出負担行為の決裁を行うこととした。</p> <p>変更内容が確定した時点で、遅滞なく変更契約の手続を行っていく。</p>

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p data-bbox="256 219 592 255">く行うことが望ましい。</p> <p data-bbox="231 360 826 396">(2) 施工記録写真の日付について(意見)</p> <p data-bbox="256 409 826 584">契約変更締結時の添付写真に、施工日付が記載されていないものがあつた。施工記録写真に作業実施日付を明記することを望む。</p> <p data-bbox="220 696 826 777">67 富士吉田警察署建設工事設計業務委託(明許)</p> <p data-bbox="256 790 799 826">公募型指名競争入札について(意見)</p> <p data-bbox="220 840 826 1350">本業務委託の参加条件は、一般競争入札の参加条件にすることができる条件であり、公募型に限定することなく一般競争入札で落札者を決定することもできると考える。ただし、警察署、消防署等の特に機密性がある建物などの場合で、限定的に公募型にする必要があると認めた場合には、募集要項に「不信用、不誠実な者が入札に参加し、公正な競争の執行を妨害されるおそれがある場合には、入札できない」旨を記載することが望まれる。</p> <p data-bbox="220 1462 826 1637">68 小瀬スポーツ公園アイスアリーナ中央監視設備改修他工事設計業務委託</p> <p data-bbox="256 1561 826 1641">指名競争入札における指名人選定方法等について(意見)</p> <p data-bbox="220 1655 826 1830">指名された5者の内、3者が辞退、1者が予定価格と同価格であつた。実質的な応札者が1者とみなされることのないよう、指名人選定の方法等の工夫が望まれる。</p> <p data-bbox="220 1942 826 2069">69 県営住宅牧原団地2号館風呂釜・浴槽取替工事他・県営住宅増穂団地2号館外壁改修工事他・県営住宅福祉村団地A・</p>	<p data-bbox="847 409 1433 584">平成29年度から、写真もしくは台紙等に履行日及び日付の記載をするよう業者に指導しており、それに基づき履行確認を行っていくこととした。</p> <p data-bbox="847 840 1433 969">建築設計業務委託における一般競争入札については、今後、調査・研究していく。</p> <p data-bbox="847 1655 1433 1830">指名人選定に当たっては、「山梨県建設工事等指名選定要領」に基づき、十分な競争性が確保できるよう、一層工夫に努めていく。</p>

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>D号館外装改修工事他工事監理業務委託</p> <p>(1) 契約方法見直しについて(指摘事項) 当初工事とは直接関係のない、新たな県営住宅の改修工事の監理業務を、変更契約によって、当初の工事監理業務委託に追加し実施している。当初工事に無関係な工事については、新たに委託業者と監理委託業務を締結する必要がある。</p> <p>(2) 民間業者による競争入札の検討について(意見) 本委託業務は、県営住宅の改修等工事の監理業務であり、管理業務で構築したノウハウを活用できることから、工事監理業務についても山梨県住宅供給公社と随意契約を行っている。しかしながら、工事監理と入居者調整等を行う管理とは、分離することも可能である。県営住宅の改修等の工事監理業務委託については、民間業者による競争入札で行うことについての検討を望む。</p> <p>(3) 工程表の提出について(意見) 監理対象工事の工期が一部確定していないものもあったため、契約時に工程表の提出は求めている。工事施工者の工程表が提出されていない段階であっても、契約時に想定可能な範囲の工程表を提出するよう業者に指導することを望む。</p>	<p>新たな工事の監理業務委託については、別途、契約を行うこととした。</p> <p>県営住宅の改修等工事の監理業務委託における競争入札について、今後、検討していく。</p> <p>工事監理業務委託は設計図に基づき、適切な工事がなされているかを確認する品質管理業務が主たる業務であり、工事施工者の工程表に基づき業務執行している。このため、工事施工者の工程表が提出されていない契約時に業者側で工程表を作成することは困難であると考え、従前の方法によることとした。</p>
<p>70 農林・都留・北杜高校屋内運動場他天井耐震化工事設計業務委託 指名競争入札の競争性の確保について</p>	

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>(意見)</p> <p>指名競争入札において、辞退者及び予定価格での入札者が多い物件があった。指名競争入札の指名基準や指名数を、競争性を確保できるよう検討することを望む。</p> <p>71 わかば支援学校二期外構設計積算業務委託</p> <p>前払金の支払いについて（意見）</p> <p>積算業務は、必ずしも前払いの必要がない委託内容である。契約約款に記載されているとはいえ、比較的少額な契約については特に、支出事務の効率化・行政コストの削減のために、安易な前払い金の支払いを避けることを望む。</p> <p>72 富士北麓公園屋内練習走路他建設工事設計業務委託</p> <p>(1)事業内容の見直しによる設計業務委託の契約変更について（指摘事項）</p> <p>年度末に設計業務委託の契約を締結したが、その後、主要構造部や計画面積の変更などの業務内容の見直しにより履行期間の延長と増額変更となった。無駄のない予算の適正な執行のためにも、事業内容を十分検討して事業計画を立てる必要がある。</p> <p>(2)公募型指名競争入札における最低制限価格制度採用について（意見）</p> <p>最低制限価格制度を採用しているが、入札参加業者のうち6者が最低制限未滿となって除外されている。最低制限価格制度は原則として一般競争入札における規定である。公募型指名競争入札では、契約の内容により適切な契約の履行</p>	<p>指名人選定に当たっては、「山梨県建設工事等指名選定要領」に基づき、十分な競争性が確保できるよう、一層工夫に努めていく。</p> <p>前払金は、適正な業務を行うために受注者に契約代金の一定割合を前払いする制度であり、受注者から契約約款に基づき、請求された場合には、これを拒むことはできないと考えている。</p> <p>設計業務委託発注前に、事業内容を十分に検討し、事業計画の精査に努めていく。</p> <p>公募型指名競争入札は、入札参加者を広く募集する制度である。このため、低入札による粗雑設計の発生や下請業者の圧迫等の弊害が懸念され、品質確保やダンピング受注防止の観点から、最低制限価格を設定しており、必要な制度である</p>

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>の確保がなされる場合においては、最低制限価格を設定しないことについて検討することを望む。</p> <p>73 峡東流域下水道峡東浄化センター環境対策施設管理業務委託 委託費とすべき理由の明記について（意見） 予定価格算定の基礎となる「特記仕様書」には、個々の業務内容は記載されているものの、委託費とすべき理由は特に記されていない。委託契約に先立って作成される「特記仕様書」に、委託費とすべき理由を明記するよう望む。</p>	<p>と考えている。</p> <p>平成29年度から委託費とすべき理由として、「緊急を要する業務であり、実施箇所が複数あること」を「特記仕様書」に明記した。</p>
<p>74 桂川流域下水道桂川2-1号幹線管きょ測量設計業務委託 変更契約の回数について（意見） 変更内容が確定すれば、金額と期間も一体的に確定すると考えられるため、県は8日間に2回の変更契約を行うことなく1回の変更契約で完結することが可能である。1回の契約で締結すれば、印紙税の負担軽減にもつながる。したがって、県は短期間での複数変更契約をすることなく、1回の変更契約で完結することを望む。</p>	<p>今後、同様の事業を実施する際には、受託者の負担を軽減するよう、効率的な事務処理を行う。</p>
<p>75 富士北麓・峡東・釜無川流域下水道総合地震対策計画策定業務委託 指名競争入札における競争性の確保について（意見） 指名競争入札の結果を見ると、落札業者以外の4指名業者の入札価格が全て事前公表された予定価格をもって入札価格としている。指名業者の選定方法などについても検討を行い、指名競争入札において、</p>	<p>今後発注する下水道地震対策計画策定業務において、有資格業者への幅広い指名選定や指名業者数の増加を図るなど、一層工夫に努めていく。</p>

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>更なる競争性を確保する努力を望む。</p> <p>76 釜無川流域下水道釜無川浄化センター －水処理施設建設残土運搬業務委託 残土（＝建設副産物）処理について （意見） 本委託業務では適切に処理されていたが、建設残土の利用促進と適正な運搬業務に必要な契約管理を望む。</p> <p>77 釜無川流域下水道釜無川浄化センター －汚泥処理基本計画業務委託 予算内訳の変更について（意見） 当初は繰越明許額と現年予算額を合わせた金額で契約しているが、その後、一時的に予算内訳を全て現年予算額に変更し、最終的には繰越明許額と現年予算額を合わせた金額で精算していた。繰越明許した金額は業務ごとに処理することが望ましく、県は、現年予算と繰越明許した金額を大きく変えることなく処理することを望む。</p> <p>78 桂川流域下水道桂川2号幹線管きょ 詳細設計業務委託 予算の年度内執行について（意見） 桂川流域下水道の上流部に流入する公共下水道の管理者との協議に遅れが生じたが、早急に更新工事を行う必要があり、平成27年度予算を繰越明許とし、3月に指名競争入札を行っている。関係市町村との協議を計画的かつ円滑に進むよう工夫し、予算の年度内執行に努めることを望む。</p>	<p>建設副産物については、「建設副産物処理基準 再生資材利用基準」に基づき、請負者において適正な処理が行われているか確認を徹底する。</p> <p>計画的に業務を遂行し、目的を達成するよう努める。</p> <p>関係市町村との連携を密にし、計画的に協議を行うことで予算の年度内執行に努める。</p>

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>79 幼児教育テレビ番組放映業務委託</p> <p>(1)見積書の値引項目とその理由の記載について（意見）</p> <p>値引額は、経費の56.7%に相当するが、見積書には値引の具体的項目や理由の記載がない。見積書等に値引項目とその理由を適切に記載し、契約することを望む。</p> <p>(2)放送時間の記載について（意見）</p> <p>事業完了検査等の書類に放送時間を記載することを望む。</p>	<p>本事案については、地方自治法施行令第167条の2及び山梨県財務規則第137条の規定に基づく随意契約であり、見積書を2者から徴取し予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者と締結している。</p> <p>なお、業務の履行状況については、事業完了報告書、番組同時録画DVDで確認しており、値引きによる成果品質の低下は見られない。</p> <p>平成28年度の事業完了報告書から、放送時間を業者に記載させるようにした。</p>
<p>80 労働者派遣事業にあたる疑いがある委託業務</p> <p>(1)県庁舎及び構内維持補修業務委託（意見）</p> <p>形式的には請負の形式をとっているが、実質的には県の直接の指示によって行うものであり、業務の独立性もない。労働者派遣法に該当する可能性があるため、監督官庁の助言を仰ぎ、必要に応じてあるべき契約方法に変更することを望む。</p> <p>(2)常駐SE（情報システムの構築支援等、財務会計システム）業務委託（意見）</p> <p>管理技術者を置くこととされているが、常駐SEが県の直接の指示を受ける</p>	<p>労働局と協議中であり、協議結果を踏まえ、必要に応じて改善していくこととした。</p> <p>労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分などについて、労働局に相</p>

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>ことにならないよう形式上配置されているに過ぎない。労働者派遣法に該当する可能性があるので、監督官庁の助言を仰ぎ、必要に応じてあるべき契約方法に変更することを望む。</p>	<p>談した結果、本契約については労働者派遣法には抵触しないとの回答を得たため、契約方法は変更せず従来どおりとすることとした。</p>